

【問 1】プラスチック製容器包装として出してはいけないものはどれでしょうか？ ① CD ケース ② ペットボトルのふた ③ レジ袋 (答えは 3 ページ下)

最重点施策

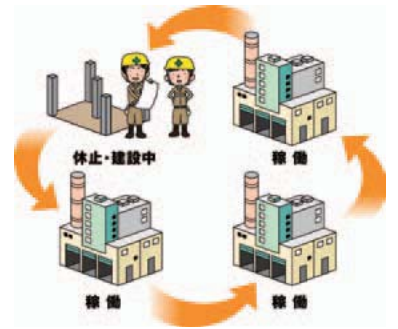
計画期間に最優先で実施すべきものとして、4 つの具体的施策を位置づけます。

① 3 処理センター体制への移行 【平成 27 年度移行予定】

3 処理センター体制^{*}への移行は、温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷の低減だけでなく、建替における安定的な稼動が担保でき、さらに建設工事や維持管理に伴う経費の削減につながるものです。

そこで、平成 27 年度にこの移行を確実に実施するため、年間のごみ焼却量を 37 万トンまで削減するとともに、3 処理センター体制を見据えた収集処理体制の整備を進めます。

※ 3 処理センター体制：現在の 4 つの処理センター（焼却処理施設）敷地を有効活用し、市全体で通常、3 つの処理センターを稼動し、1 処理センターを休止、建設中とする体制



② プラスチック製容器包装の分別収集の拡大 【平成 25 年 9 月実施予定】

プラスチックの減量・リサイクルは資源の有効活用と CO₂ 削減の観点から重要であることから、南部 3 区で実施しているプラスチック製容器包装の分別収集を、北部 4 区に拡大し、全市で実施します。



③ 普通ごみの収集回数の見直し 【平成 25 年 9 月実施予定】

普通ごみの排出状況は、ミックスペーパーなどの分別収集の拡大や環境意識の向上などにより、大きく減量しております。

特に、プラスチック製容器包装の分別収集を実施している南部 3 区では、大きく減量しているとともに、嵩張るプラスチック製容器包装が除かれたことにより、大幅に容積が減少しています。

また、政令指定都市の生ごみを含むごみの収集回数は本市を含む 3 市が週 3 回、他の 17 市が週 2 回で実施しており、全国的にもほとんどの自治体が週 2 回となっています。

そこで、このような普通ごみの排出実態や他の自治体の状況も踏まえ、プラスチック製容器包装の全市実施とあわせ、普通ごみの収集を現行の週 3 回から週 2 回に変更し、減量化・資源化の一層の促進や収集距離の縮小による環境負荷の低減、作業量の平準化による効率的な事業執行体制の構築に向けて取り組みます。



④ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立

収集処理体制の安定化や廃棄物処理施設の耐震化、広域的な協力体制の拡充など災害対策を強化するとともに、安全性を確保するためモニタリングを継続していきます。

北部 4 区の「プラスチック製容器包装の分別収集の拡大」と普通ごみを週 3 回から週 2 回にする「普通ごみの収集回数の見直し」については、今後、説明会や広報誌等を通じ、きめ細かな広報を実施するとともに、分別排出指導の強化や集積所の環境美化等に取り組んでまいります。

川崎市一般廃棄物処理基本計画に関するお問い合わせ先

環境局廃棄物政策担当 電話 044-200-2558 / FAX 044-200-3923

市ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp> から

一般廃棄物処理基本計画

検索